

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0944)

本審議会 第469回

令和8年3月5日 公開

開催日時	令和8年3月5日(木)	14時28分～14時44分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階 大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の合計14名でございます。従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ただいまから、第469回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事の進行を米本会長にお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議題の（１）群馬県特定最低賃金改正に係る申出の意向表明について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それではまず資料１及び資料２よりご説明いたします。</p> <p>資料１は、特定最低賃金が設定されている４業種につきまして、令和８年度に改正決定の申出を行うとの意向表明が、文書によって行われておりますので、それらをまとめた表でございます。</p> <p>資料２は、それらの文書の写しでございます。</p> <p>特定最低賃金は、最低賃金法第１５条第１項において「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、都道府県労働局長に対し、特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。」と規定されております。また、同条第２項には「都道府県労働局長は、この規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、決定又は改正若しくは廃止の決定をすることができる。」と規定されております。</p> <p>今回提出されました資料２の意向表明の文章は、申出の前段階に当たるもので、法律で明記されている手続きではありませんが、翌年度の審議会のスケジュール調整や賃金の実態調査の準備等の関係から、前年度末のこの時期に提出していただいているところでございます。</p> <p>意向表明の内容は、①申出者、②当該最低賃金の件名や適用される労働者等の範囲、③申出の理由、④申出の時期となっております。こちらの内容は、その後に提出される申出書の内容と同一であることが望ましいところですが、必ずしも細部まで一致する必要はございません。</p> <p>また、今回意向表明を行ったということで、必ず申出を行わなければならないということではありませんが、基本的にはこの意向表明の内容に沿って申出が行われることが通例となっております。</p> <p>正式に申出を行っていただく時期につきましては、例年、７月中旬頃までとさせていただいております。申出につきましても申出書として文書を提出していただき、その後は、その年の２回目の審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、ご審議いただく手順となっております。</p> <p>次に資料１の意向表明状況について、担当からご報告いたします。</p>

事務局	<p>では、令和 8 年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況について、ご報告いたします。</p> <p>資料 1 をご覧ください。</p> <p>先ほど説明がありましたとおり、現在、群馬県特定最低賃金が適用されております 4 業種につきまして、それぞれの労働者団体より、令和 8 年度に特定最低賃金額の改正を申し出る予定であるとして、その意向表明の文書が提出されております。</p> <p>この表の一番左の欄には、今回の意向表明が新設にかかるものなのか、もしくは改正にかかるものかを記載しております。次に、その右隣には適用する件名および適用範囲が、さらにその右隣を順に見ていただきますと、意向表明が行われた日にち、意向表明者である団体名、適用される労働者数、そして一番右には申出期日を記載しております。</p> <p>ご覧のように、令和 8 年度の群馬県特定最低賃金に関しまして、現行の 4 業種について、それぞれの労働者団体より、改正に係る申出を令和 8 年 7 月下旬までに行うとの意向が表明されたことをご報告いたします。</p> <p>なお、この表にあります適用労働者数につきましては、総務省の令和 4 年経済センサス活動調査をもとに、例年どおり所定の方法により算出した人数を記載しております。</p> <p>簡単ではございますが、資料 1 の説明は以上となります。</p>
事務局	<p>以上のように、特定最低賃金改正決定に係る意向表明の状況等につきまして、ご報告をさせていただきました。</p> <p>特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブにより決定されるものと位置付けられておりますので、今後の労使の合意形成につきまして、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局から、令和 8 年度における特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明等について報告がございましたが、意向表明をされた労働者側委員の先生方で、説明等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>■■■■委員お願いいたします。</p>
■■■■委員	<p>はい、労働側委員の■■■■です。よろしく申し上げます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、4 業種の特定最低賃金において意向表明を行いました。これら 4 業種については、県内においても一定の事業規模と雇用を有し、地域産業構造の中でも重要な役割を担っています。地域別最低賃金のみでは十分反映</p>

しきれない産業特有の人材確保の難しさや、技能の維持・継承といった課題も存在することから、特定最低賃金制度が設けられています。

本県におきましても人材確保と競争の激化が進行する中、4業種における賃金水準の底上げは企業の競争力向上や働き手の定着促進に繋がるものと考えております。これらの産業の底上げ、産業の波及を通じて、県全体の魅力向上にも寄与するものと認識しております。特定最低賃金は労使のイニシアティブによって、地域の実情に応じて水準を決定する仕組みとなっております。これまで築いてきた労使関係の下、今回の意向表明及び今後の申し出につきましても、ご理解とご協力を頂ければ幸いです。私からは以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

ただいま労働者側委員から、令和8年度における群馬県特定最低賃金の改正に関わる意向表明について、説明等がございました。

使用者側委員におかれましては、ただいまの説明に対して、またほかに特定最低賃金の改正等の意向の確認について、ご意見等がございましたらお願いいたします。

■■■■委員お願いいたします。

■■■■委員

使側といたしましては、以前より申し上げているとおり、賃金がここまで上昇を続けておりますので、地賃に飲み込ませると、こういう形が一番よろしいのではないかと考えております。基本的には特定最低賃金は不要ではないかと考えておりますが、先ほど■■■■委員からも話がありましたとおり、良好な労使関係が今まで群馬県の場合は行われておりますので、その中で意見交換が進められればという風に思っております。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。

他の委員の方々ご意見等ございますでしょうか。

各委員

【特になし】

会長

それではご意見等ないようですので、令和8年度の群馬県特定最低賃金は、現行の4業種について改正の申出が行われる予定ということを確認いたしたいと思います。

各委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、次の議題、その他について事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、2点ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず1点目といたしまして、本日の資料についてご説明をいたします。</p> <p>資料1、2は、先ほどの説明のとおりでございます。</p> <p>資料3は、群馬県の最低賃金一覧でございます。</p> <p>資料4は、群馬県の最低賃金額の推移でございます。</p> <p>資料5は、令和7年度の特定最低賃金改正状況でございます。当県と同じ業種を設定している県と比較する表でございます。</p> <p>資料6は、特定最低賃金の北関東三県比較表となっております。</p> <p>資料7は、令和7年度最低賃金周知広報依頼先一覧表でございます。</p> <p>資料8は、群馬地方最低賃金審議会等開催状況でございます。</p> <p>資料9から14は、各団体が集計した経済状況の指標などを添付しておりますので、ご確認いただきたいと存じます。</p> <p>最後、資料15は、来年度の答申要旨について、公示日ごとに発効日を示した表になります。</p> <p>地域別最低賃金と特定最低賃金で別の表になっております。</p> <p>資料は以上でございます。</p>
会長	<p>はい、事務局から資料に関してご説明がございました。</p> <p>これらにつきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>特に質問等ないようですので、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、続きまして2点目といたしまして、令和8年度の審議会の運営について、ご説明いたします。</p> <p>審議会などの開催日の日程調整につきまして、新年度に入りましたら、メールにより委員の皆様からご都合を伺いし、調整させて</p>

	<p>いただきたいと存じます。</p> <p>資料 15 は、答申が行われた日により、発効日がいつになるかを示した表です。地域別最低賃金の場合、一番上の 8 月 1 日に答申が行われた場合の例でみますと、発効日は 9 月 26 日となります。</p> <p>特定最低賃金も同様に、答申日に対応した発効日を確認することができます。日程調整を行う上でご参考にしていただきたいと存じます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ただいま事務局からご説明がございましたように、令和 8 年度の審議会の日程などは、新年度に各委員の都合を確認したいということですので、よろしく願いいたします。</p> <p>その他、事務局から説明等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日をもちまして、本年度の審議会は終了となります。</p> <p>本年度の審議会の終了に際しまして、ここで、上野局長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>上野労働局長</p>	<p>令和 7 年度最後の審議회를閉じるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>米本会長をはじめ、公労使各委員の皆様におかれましては、昨年 7 月 14 日に地域別最低賃金改正について諮問を申し上げて以来、特定最低賃金改正までの長期間にわたり、真摯にご審議を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また先月にはですね、一部の委員の皆様にも、本省又は中賃のヒアリングというものがございました、お答えを頂いたことに感謝申し上げます。</p> <p>さて、昨年度に引き続き、地域別最低賃金につきましては過去最高となる目安額が示され、極めて難しい状況の中、審議会および専門部会において熱心なご審議を重ねていただきました。その結果、改正決定の答申を取りまとめでいただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>また、答申の際に委員の皆様よりご要望をいただきました、助成金等の支援策の継続的な実施や、就業調整を余儀なくされている「年収の壁」問題への対応につきましては、群馬労働局および傘下の監督署が一体となり、業務改善助成金をはじめとする賃金引上げ支援策、キャリアアップ助成金、さらには年収の壁に対応する各種助成金の周知と利活用の促進に取り組んでまいりました。今後とも引き続き、これらの支援策の周知・普及に努めてまいります。</p> <p>最後になりますが、本年度これまで賜りましたご尽力とご協力</p>

<p>会長</p>	<p>に改めまして感謝申し上げますとともに、来年度におきましても引き続き、審議会運営へのご支援をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本年度のご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは最後に、本日のすべての議題を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは特にないようですので、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これで、令和7年度最後の群馬地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>本年度のご審議、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>